



狛環発第 000099 号  
平成 30 年 5 月 11 日

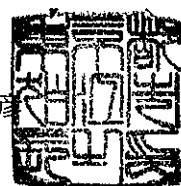
狛江市監査委員

東海林 和彦 様

石川 和広 様

狛江市長

高橋 都彦



定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成 30 年 3 月 23 日付け狛監委発第 000089 号により、定期監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知します。

## 別紙

### 監査の結果に基づいて講じた措置等（環境部）

#### 環境政策課

- 1 狛江市クリーン大作戦廃棄物処理業務委託において、契約書上の契約期間の終期を経過後に最終処理業務が履行されていたので、今後は仕様書に基づいた適正な契約期間とするようお願いしたい。

#### 講じた措置の内容

狛江市クリーン大作戦廃棄物処理業務は当日市民等の皆さまが集積所に集めたゴミを収集し、稲城市大丸に所在するクリーンセンター多摩川に搬入するまでを仕様書で指定しております。今後は契約満了日を事業実施日にするのではなく、仕様書に基づいた適正な契約期間となるよう充分注意いたします。

#### 下水道課

- 1 狛江市下水道条例別表に規定している下水道占用料において、消費税相当分の請求が漏れていた。請求先の理解を得て消費税相当分は今後納入されるということだが、再発防止に努めていただきたい。なお、平成 31 年 10 月には消費税率が 10% に改定される予定だが、改定時にも適切な算定による占用料の徴収をお願いしたい。

#### 講じた措置の内容

下水道占用料につきましては、消費税相当分の請求漏れがないよう占用料算定のためのチェックリストを作成し、算定誤りが起こらないよう事務手続きを改めます。また、平成 31 年 10 月に消費税率が改定される予定ですが、その際も作成したチェックリストを使用し、適切な算出による占用料の徴収をいたします。

#### 清掃課

- 1 狛江市資源物集団回収促進費補助金の事務処理において、補助金交付要綱に則っ

た処理が行われていない部分が見受けられたので、要綱を遵守した適正な事務処理を願いたい。

#### 講じた措置の内容

補助金の事務処理については、交付申請期限内の提出を遵守し、要綱に則り適正に事務を処理いたします。